

# 墨田区消費者ニュース

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉担当

〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20 TEL5608-6184

特定商取引法の一部が改正されました。(平成25年2月21日施行)

7番目の商取引類型として「訪問購入」が追加されます。

## こんなトラブルが起きています

### 1. 悪質な勧誘

- ・突然の訪問による強引な買取りの勧誘。
- ・断ってもしつこい。
- ・「着物を買う」と電話がかかってきたが、実際は「指輪を売ってくれ」と言われた。

### 2. 契約内容や事業者の連絡先が分からない

- ・売ったものを返してほしいけど、連絡先が分からない。
- ・何を買い取られたのか記憶が曖昧になってしまい、事業者と交渉しにくい。

### 3. 一度引き渡すと、原状回復は難しい

返してもらおうと思ったら、もう溶かしたと返事が・・・。

### 4. クーリング・オフができなかった

契約後、すぐにクーリング・オフを申し入れたが、「買取りの場合はクーリング・オフできない」「キャンセル料がいる」と言われた。

## 売る前にもう一度、考えましょう

訪問購入にはルールがあります。



こんな風になります！

### 1. 不招請勧誘の禁止

訪問購入では飛び込みの勧誘は出来なくなりました。

### 2. 書面の交付

事業者の連絡先及び物品の種類や特徴、購入価格、引渡しの拒絶やクーリング・オフ制度について記載された書面が交付されます。

### 3. 引渡しの拒絶

クーリング・オフ期間中は物品の引渡しを拒むことができます。

### 4. クーリング・オフ

2.の書面を受取ってから8日間は無条件で契約の解除が可能です。



## 格安の換気扇掃除と勧誘され、 高額なハウスクリーニングの 契約をしてしまった！

### 【相談事例】

昨日、業者から電話があり、「キャンペーン中なので換気扇掃除を2000円でやらないか。」と言われたので、訪問を了承した。換気扇掃除後、2000円を支払った。すると、業者は「この家はカビだらけだから、このままでは健康にもよくない。ハウスクリーニングをした方がよい。」と見積もりを提示してきた。健康にもよくないと言われ不安になってしまい、ハウスクリーニング30万円の契約をしてしまった。家族に、高額すぎるのでおかしいと言われたのでやめたい。

### 【アドバイス】

「キャンペーン中、今だけお得」というのは、業者が消費者宅を訪問するための口実です。通常、業者に換気扇の掃除を依頼すれば、1～3万円程度の費用がかかります。それを2000円と破格の料金を提示して訪問し、高額なハウスクリーニングの契約をさせることが業者の目的です。

事例では、訪問販売でハウスクリーニングの契約をしていますので、クーリング・オフにより契約を解除できます。

業者から、「キャンペーン中、今だけお得」などと勧誘された時は、以下の点に注意してください。

破格の料金、もしくは無料などと言われた場合、「ただより高いものはない」と考えて、注意をしてください。

「カビだらけで健康に悪い」などと不安をあおるのは、悪質業者の手口です。

高額な契約をする場合は、2～3社から見積もりを取って比較をすると、妥当な料金がわかります。

契約に関するトラブル  
消費者トラブルなど  
困った時はお早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室



相談専用

ダイヤル

まずは電話でご相談ください

5608-1773

相談日.....月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

相談時間...午前9時00分～午後4時30分

所在地...墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」駅徒歩7分

